



## [基本的な考え方]

紙の原料となる木材は、再生産が可能な優れた資源である。森林資源は適正な管理と利用によって、二酸化炭素の吸収固定による地球温暖化防止と生物多様性の保全に貢献する。

木材原料の調達にあたり、「王子グループ・パートナーシップ調達方針」に基づいて、持続可能な森林経営により育成される資源を原料とするCSR調達を推進する。

## [調達指針]

### (1) 森林認証材の拡大

自社海外植林事業について、森林認証の100%取得を目指す。外部購入については、森林認証材を優先的に購入し、森林認証を取得していないサプライヤーについては認証の取得を積極的に奨励する。

### (2) 植林木の増量、拡大

自社海外植林事業を拡大し植林木の自給量を増やすとともに、外部購入についても植林木を増やし、原料中の植林木比率を高める。

### (3) 未利用材の有効活用

資源活用の観点から製材廃材、間伐材、低質材等の有効活用を推進する。

### (4) 調達における法令遵守、環境・社会への配慮等の確認

#### ① サプライヤーのモニタリングの実施

当社が調達する木材原料のサプライヤーを対象に、「王子グループ・パートナーシップ調達方針」に基づいて下記の項目を書面または現地調査により確認する。

- a) 法令・社会規範の遵守と公正な取引
- b) 環境への配慮
- c) 社会への配慮
- d) 社会とのコミュニケーション

#### ② 原料のトレーサビリティの確保

木材原料の出所を遡り、原料が適正に管理された森林より生産されたものである事を確認する。特に違法伐採による木材は購入しない。

このために、当社が調達する木材原料のサプライヤーを対象に下記の項目を継続的に調査し、原料のトレーサビリティを確保する。

- a) 原料の産地（伐採箇所、森林所有者、人工林・天然林の区別など）
- b) 森林の管理方法（適用される森林法や森林管理規準など）
- c) 森林認証の取得
- d) 違法伐採による木材がないこと（森林認証、伐採許可証、原木の入荷記録等による確認）
- e) 遺伝子組み換え材がないこと
- f) 公的に保護価値が高いと認められた山林を伐採していないこと
- g) 原料をめぐる重大な社会的紛争がないこと
- h) 人権の擁護や労働者の権利保護に配慮していること

輸入材の調査は船積みごとに実施する。引き取り単位が小さい国産材の調査は年1回とするが違法伐採による木材がないことはトラックごとに確認する。

トレーサビリティの精度を上げるべくサプライヤーに、原料の出所情報を常時把握するよう指導を行う。トレースの結果については第三者監査を行い、関係書類は5年間保存する。



## (5) 情報公開

調達指針の実施状況について、ウェブサイトやCSR報告書で概要を公開する。

- \* なおパルプの調達にあたっては、「王子グループ・パートナーシップ調達方針」に基づき、この指針に準拠してCSR調達を推進する。

### <補足>

**持続可能な森林経営**とは、環境的、社会的、経済的に健全な森林経営を指す。

- ・ 環境的持続可能性：生物多様性の維持、生態的プロセスや生態系の保全。
- ・ 社会的 // : 森林に依存している人間社会の維持。
- ・ 経済的 // : 継続的な木材生産と利用。

持続可能な森林経営がなされているかを客観的に評価するための基準および指標が、自然条件や社会的背景の類似した地域ごとに作られており、日本政府は、その中でモンリオールプロセスに参加している。

**生物多様性**とは、1992年にリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）では次のように定義された。

「陸上、海洋およびその他の水中生態系を含め、あらゆる起源をもつ生物、およびそれらからなる生態的複合体の多様性。これには生物種内、種間および生態系間における多様性を含む」

**森林認証**とは、森林が適切に管理されていることを、独立した第三者機関が評価、認証する制度。国際的に知られている制度としてFSC®(Forest Stewardship Council®)、PEFC(Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)、SFI(Sustainable Forestry Initiative)等があり、日本には独自の制度としてSGEC(Sustainable Green Ecosystem Council、緑の循環認証会議)がある。

**低質材**とは、製材、合板等に不向きな木材(細い木、曲がった木、芯の腐った木)を指す。

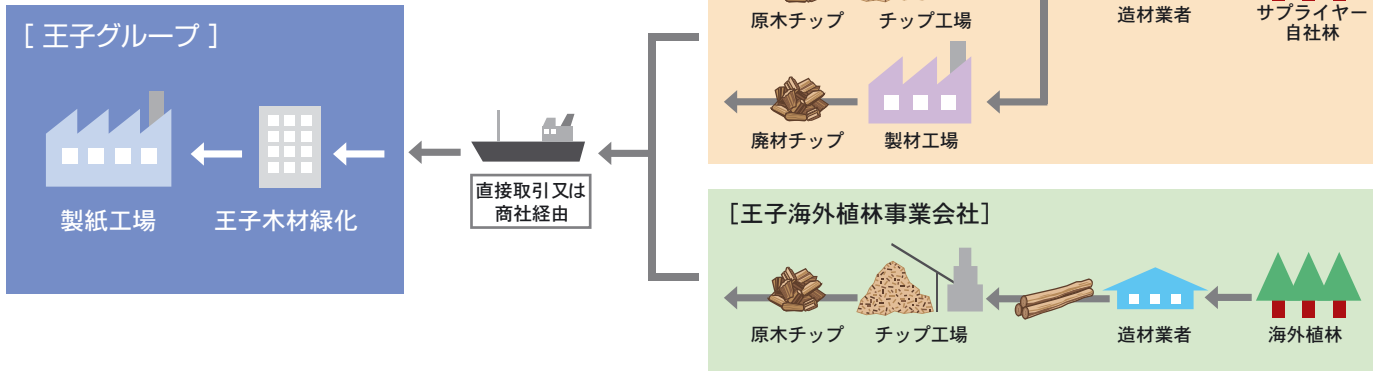
以 上

木材原料の調達フロー模式図

チップ調達業務は、輸入・国産ともに、王子グループの王子木材緑化(株)が行っています。

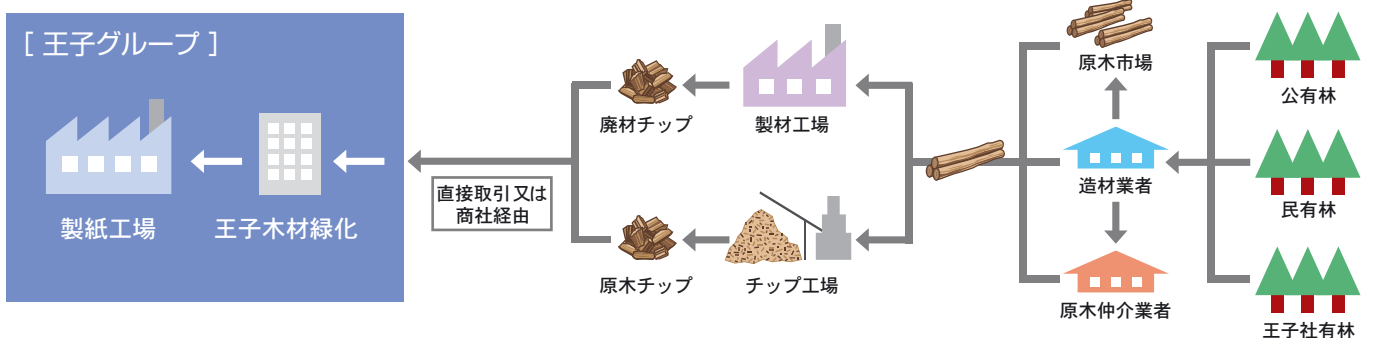
【輸入チップ】

- ・主要なチップ輸入国には王子グループ社員が駐在しています。
  - ・駐在員は、船積み立会い、品質指導やサプライヤーとの業務打合せなどを行います。
  - ・チップ船への船積みの際に、原料の出所、森林管理方法などを確認し、トレーサビリティレポートを作成します。
  - ・特に合法性確認のため、サプライヤーに森林認証、伐採許可証、原木の入荷記録等の整備を確認します。
- (海外植林事業会社は6社、サプライヤーは約30社)  
(年間船積みは約200隻)



【国産チップ】

- ・王子木材緑化(株)は国内主要個所に担当者を置いてサプライヤーとの業務打合せなどを行っています。
  - ・定期的に、原料の出所、森林管理方法などを確認し、トレーサビリティレポートを作成します。
  - ・合法性の確認はトラックごとに行います。
- (サプライヤーは約700社)



\* 王子グループとサプライヤーの売買契約書に違法伐採材を購入しないことを明記します。